

実証プロジェクト部会に関する運営規則

(目的)

第1条 本規則は、実証プロジェクト部会（以下単に「部会」という。）の運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の業務)

第2条 部会は、中小企業庁の委託事業である平成28年度経営力向上・IT基盤整備支援事業(次世代企業間データ連携調査事業)（以下、「事業」という。）に基づく業種の垣根を越えたデータ連携システム整備委員会（以下単に「委員会」という。）が設置する組織として、次の業務を行う。

- 1 実証プロジェクトの実施要領を策定する。
- 2 実証プロジェクトの申請書を事前評価し、審査会へ提案する。
- 3 実証プロジェクト全体のプロジェクト管理（進捗管理、課題管理、成果物確認等）を実施する。
- 4 実証プロジェクトの進捗、成果を委員会へ適宜報告する。
- 5 活動結果をプロジェクト報告書としてまとめ、委員会へ提出する。
- 6 本事業終了後も自走する計画を立案し、委員会へ提言する。
- 7 技術部会と情報共有を行い密に連携する。
- 8 期間中、部会を6回程度開催する。

(部会のメンバー及び任期等)

第3条 メンバーは、公正中立の立場で客観的に部会の業務を適切に行うことができる学識経験、専門的知見等を有する者のうちから、委員会が委嘱する。

- 2 メンバーの任期は、本事業終了までとする。ただし、メンバーが欠けた場合における補欠のメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 メンバーは、再任できるものとする。
- 4 メンバーは、非常勤とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、委員会が委嘱する。

- 2 部会長は会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故等があり、部会に出席することができないときは、あらかじめ部会長が指名したメンバーがその職を代理する。

(議決方法等)

第5条 会議の議事は、出席した委員の合意をもって決することを原則とする。ただし、必要に応じて多数決をもって決する。

2 緊急やむを得ない事情があり、会議の開催が行えない場合には、部会長は、会議に係る書類の回覧をもって、会議に代えることができる。

(メンバーの除斥)

第6条 メンバーは、第2条の業務に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第7条 メンバーは、第2条の業務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(部会の事務局)

第8条 部会の事務局は、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会が務める。